様式第１号（第４条関係）

年　　　月　　　日

非常用給水栓設置申込書

我孫子市水道局長　　あて

設置者

氏名（法人、団体にあってはその名称）

住所

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準に基づき、非常用給水栓を設置することを申し込みます。なお、裏面に掲げる事項を遵守するとともに、災害時以外で使用した場合は、いかなる処置に対しても、異議申し立てをせず、直ちに指示に従うことに同意します。

|  |
| --- |
| 設置場所住　　所　　　我孫子市建築物の名称 |
| 設置位置□壁面　　　□連通管　　　□流出管　　　□水抜管 |
| 非常用給水栓（どのようなものを設置する予定かお書きください。）災害時以外の使用の防止方法（どのように行う予定かお書きください。） |
| 応急給水関係（わからない場合は記入する必要はありません。）受水槽の容量　　　　　　　　　　　　　　　　　㎥建築物の住民数　　　　約　　　　　　　　　　人耐震化の措置受水槽　　　　　　　　　 　　□している　　□していない受水槽までの給水管　　　□している　　□していない |
| 添付書類：　　非常用給水栓の取り付け状況がわかる平面図及び立面図 |

凡例：□には該当するものに☑を入れる。

（裏）

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱に係る遵守事項

（１）　災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるものとし、かつ、災害時以外の使用がないように、非常用給水栓及び付属用具を適切に管理すること。

（２）　災害時に水道局から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備等の機能が損なわれて給水されない場合にのみ使用すること。

（３）　非常用給水栓が、受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準（以下「基準」という。）第３条各号に適合する状態を維持すること。

（４）　災害時に非常用給水栓を使用した場合は、基準第８条の規定に基づき「非常用給水栓使用届」（様式第３号）により、届け出すること。

（５）　非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合においては、基準第４条の規定に基づき改めて申し込むこと。また、撤去したときは、基準第１０条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届」（様式第５号）を提出すること。

（６）　基準第９条の規定に基づき、局長が受水槽の周辺に立ち入って行う、非常用給水栓の管理状況等の点検を拒まないこと。

（７）　基準第１１条各号のいずれかに該当するときは、局長の命じるところにより非常用給水栓を撤去すること。